

著作権譲渡同意書

箕輪弘嗣（以下「甲」という。）と、課題作成者（以下「乙」という。）は、乙が有する著作権の甲に対する譲渡に関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（著作物の特定）

第1条 本契約における本著作物とは、乙が甲へ提出した作成した課題を指すとす
る。

（目的）

第2条 乙は、甲に対し、本契約締結日に、本著作物のすべての著作権（著作権法第27
条及び第28条に規定する権利を含む、以下「本著作権」という。）を譲渡し、甲は
これを譲り受けた。

（対価）

第3条 甲は、乙に対し、本著作権の譲渡の対価及び本契約に基づく一切の対価として、
提出された課題に対して採用した場合は、その科目の評定点を加算する事で応える。

（著作者人格権）

第4条 乙は、本著作物に係る著作者人格権を行使しないことを保証する。

2 甲が乙に対し、本著作物に係る著作者人格権を侵害する第三者に対して、当該著
作者人格権の行使を要請した場合、乙はこれに応じるものとする。

（保証）

第5条 乙は、甲に対し、本著作物が、第三者の著作権、商標権、プライバシー権、名誉
権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証する。

2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損
害賠償請求等（以下総称して「紛争等」という。）がなされた場合、乙は、訴訟費用
を含むすべての費用を負担して責任をもって紛争等を対処、解決するものとし、甲
に対して一切の迷惑及び損害をかけないものとする。

（著作権の登録）

第6条 甲が本著作権の譲渡の登録をしようとする場合、乙はこれに協力する。ただし、
費用は甲の負担とする。

（規定外事項）

第7条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合、甲、乙誠意をもって協議し、解

決するものとする。

(裁判管轄)

第8条 前条の協議にもかかわらず、本契約に関し、甲乙間に紛争が発生した場合には、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

令和 年 月 日

該当科目の開講年度(西暦):

西暦 []年度

セメスター(下記、該当期を○で囲め):

後期, 前期

対象科目名(作問を提出する科目全てを○で囲め):

情報ネットワーク論 1, 情報ネットワーク論 2,
データベース論, データベース実践,
使える数学 A(線形代数), 使える数学 B(微分積分),
現代数学の招待(統計学), 研究演習 3 年,
アプリケーション作成演習, 研究演習 4 年,
その他[]

甲

住所: 岡山県 岡山市 北区津島中 2-10-1

所属: 岡山商科大学

名前: 箕輪弘嗣

乙

住所:

名前:

印